

議案第 7 2 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事案の概要

現在、控訴中の未払時間外勤務手当等請求控訴事件の相手方に対し、未払時間外勤務手当 1, 1 1 6, 9 2 9 円に対する遅延損害金を一括して支払うもの

未払時間外勤務手当の支払完了日 令和 7 年 1 0 月 1 4 日

支払内容 上記の支払完了日までの民法所定の年 3 % の割合による遅延損害金

3 損害賠償額

金 1 5 8, 1 9 3 円

令和 7 年 1 0 月 2 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

未払時間外勤務手当の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、この案を提出するものである。